

盛岡広域振興局長告示第76号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成29年12月22日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 紫波郡紫波町桜町字中桜28番1、28番5の一部、29番1、29番3の一部、30番1及び31番1  
並びにこれらの区域に隣接介在する認定外道路及び水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 宮城県仙台市青葉区本町一丁目5番31号 株式会社ホットハウス